## 佐賀県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

供する。 十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に その区間を表示した図面は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年四月

平成二十四年三月十六日

佐賀県知事 古 川

康

諸富西島線	二 一 六 般 四 国 号 道	路線名
三三〇二番三地先まで三巻基郡みやき町大字西島字土居副三巻基郡みやき町大字西島字土居副三〇三九番一地先から	○四番二地先まで三養基郡みやき町大字西島字土居副三三四三番二地先から三養基郡みやき町大字西島字一本松三○三養基郡みやき町大字西島字一本松三○	供用開始の区間
"	平成二四・三・一六	供用開始の期日